

4月25日（日）から5月11日（火）までの

緊急事態宣言中の使用のお知らせ

令和3年4月23日、大阪府において緊急事態宣言が発出されたことに伴い、大阪府の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、大阪府有施設（貸館・貸会議室等）の休館という方針が決定されました。

大阪市立阿倍野区民センターをはじめとした区役所附設会館もその対象に含まれることから、緊急的な措置といたしまして、下記のとおり対応させていただきます。

市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、5月12日（水）以降の取り扱いは改めてお知らせいたします。

【臨時休館：令和3年4月25日（日）～5月11日（火）】

①社会生活の維持に必要なもの（公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等）、イベントの無観客開催、オンライン開催は使用できます。

②期間中、①の場合を除き、部屋の貸出業務は行いませんが、受付や抽選等業務は行います。（受付時間を短縮する可能性もありますが、決定次第お知らせいたします）

③この期間に施設の利用予約をされていた方については、順次、阿倍野区民センターからご連絡させていただき、使用料は全額還付いたします。

・また、これまで同様、利用予約に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底が前提であり、申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。

・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）